



記者発表資料

「荒川第二・三調節池環境保全懇談会（第2回）」を開催します

荒川第二・三調節池が、将来にわたり生活の場、豊かな自然環境の場、及び市民の憩いの場などとして地域に愛される存在となるよう、自然環境の保全・創出とそれに伴う維持管理の観点から、調節池の将来像について意見交換を行うため、地域で活動する団体の代表者、及び学識者等により構成される、「荒川第二・三調節池環境保全懇談会（第2回）」を、下記のとおり開催します。

記

1. 開催日時

令和2年8月21日(金) 14:00～15:30

2. 開催場所

さいたま新都心合同庁舎2号館 5階共用大研修室5A

(埼玉県さいたま市中央区新都心2-1:別紙-2「会場のご案内」参照)

3. 議事(予定)

- ・荒川第二・三調節池の環境の保全・創出に関する意見交換 等

4. 公開等

- ・懇談会は公開で行います。
- ・報道関係者および傍聴を希望される方は、8月19日(水)17時までに、「傍聴申込用紙」(別紙-1)に記入の上、FAXにてお申し込み下さい。
- ・席に限りがありますので、登録は先着順とさせていただきます。申込者多数の場合は傍聴できない可能性もありますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。
- ・カメラ撮りについては、冒頭のみ可能です。
- ・その他、詳細については「荒川第二・三調節池環境保全懇談会 公開要領(別紙-3)」をご覧ください。
- ・懇談会の傍聴については、当日、受付を行った上で会場へ入室していただく予定です。
- ・懇談会当日は、申し込んだ方の身分が確認できるものをご持参下さい。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

さいたま市政記者クラブ、さいたま市地方記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所

副 所 長

あらき しげる
荒木 茂

事業計画課 課長

ごとう ゆうや
後藤 祐也

TEL:048-767-6041 (代表)

【申し込み先】

国土交通省 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所
荒川第二・三調節池環境保全懇談会 事務局 行き
FAX:048-767-6046 TEL:048-767-6041

傍聴申込用紙

「荒川第二・三調節池環境保全懇談会（第2回）」

開催日：令和2年8月21日（金） 14：00～15：30

1. 所属機関名等

(ふりがな)

2. 氏 名 (1)

(2)

3. 連絡先 電話番号

FAX番号

- ・報道関係者および傍聴を希望される方は、8月19日(水)17時までに、FAXにてお申し込み下さい。なお、席に限りがありますので、登録は先着順とさせていただきます。
- ・申込者が変更になった場合は上記の連絡先にご連絡ください。
- ・また、申込者多数の場合は傍聴できない可能性もありますので、予めご了承ください。
- ・ご提供いただいた個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律のっとり、傍聴者の登録のために利用し、厳正な管理により取り扱います。

◇傍聴希望者の受付

- ・受付日時：令和2年8月21日（金） 13：30～14：00
- ・受付場所：さいたま新都心合同庁舎2号館 5階共用大研修室5A
- ・傍聴に際して、事前に傍聴申込をお願いしております。
- ・傍聴希望者は、受付にて「受付証」をお渡しますので着用願います。
なお、お帰りの際には「受付証」を受付に返却下さい。
- ・受付は先着順とし、会場の都合上、座席数は一般傍聴者用約25席、報道関係者用約15席になります。満席になり次第、受付を終了させていただきますので、予めご了承下さい。

会場のご案内

「荒川第二・三調節池環境保全懇談会（第2回）」

1. 開催日時

令和2年8月21日（金） 14:00～15:30
（受付時間 13:30～14:00）

2. 開催場所（受付会場）

さいたま新都心合同庁舎2号館 5階共用大研修室5A
（住所：埼玉県さいたま市中央区新都心2-1）

3. 最寄り駅

- ・JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線「さいたま新都心駅」から徒歩約5分
- ・JR埼京線「北与野駅」から徒歩約7分
- ・駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

4. その他

- ・当庁舎はセキュリティ強化を目的にICゲートが設置されています。
 - ・入館の際には、2号館2階の受付付近に「荒川調節池工事事務所」を掲げた職員が待機しておりますので、「入館証」をお受け取りいただくようお願いします。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議は「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避して行います。会場ではマスクの着用についてご協力をお願いします。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、「3つの密」を回避、マスク着用などの対策をとり、来場されるようお願いいたします。
- また、咳や発熱など体調を崩されている方は、来場をご遠慮下さい。



荒川第二・三調節池環境保全懇談会 公開要領

(目的)

第1条 本要領は、荒川第二・三調節池環境保全懇談会規約の第7条の規定に基づき、荒川第二・三調節池環境保全懇談会（以下「懇談会」という）の情報公開に関し必要な事項を定めるものである。

(会議等の公開)

第2条 会議および会議資料、議事概要は、原則として公開とする。

但し、希少動植物の保護や、個人の財産に関わる情報の保護等の観点から公表することが適切でない場合は、その理由を明らかにし、当該部分を非公開とすることができる。

なお、公開、非公開の判断については、座長が決定する。

(懇談会開催の周知)

第3条 懇談会の開催は、公開、非公開にかかわらず、懇談会開催日までに一定の方法（インターネット等）により周知するものとする。周知後、公表内容に変更が生じた場合も同様の方法により周知するものとする。

2 周知の内容は、懇談会の名称、日時、場所、議事予定、傍聴の可否、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(会議の傍聴)

第4条 傍聴を希望する者は、第3条の規定により示された傍聴手続きに則り、傍聴の登録手続きを行い、受付にて名簿の確認を行った上で会場に入室するものとする。

2 傍聴者は、以下の事項を遵守するものとする。

一 懇談会の撮影、録画をしてはならない。

ただし、報道関係者の懇談会冒頭での頭撮りを除く。

二 懇談会の録音をしてはならない。

三 発言、私語、談論等を行ってはならない。

四 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。

五 プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。

六 ビラ等の配布を行ってはならない。

七 みだりに傍聴者席を離れてはならない。

八 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。

九 前各号に掲げるもののほか、懇談会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

3 座長は、傍聴者が前項の規定に違反した場合には、傍聴者に会場からの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第5条 この要領の変更や規定に定めなき事項については、懇談会で定める。

附 則

この要領は、平成31年2月28日から施行する。